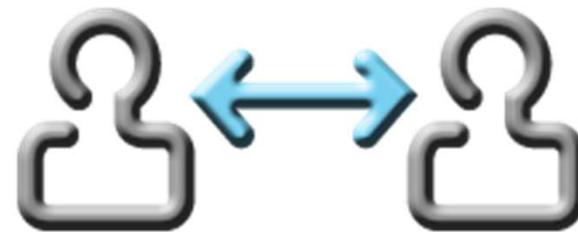
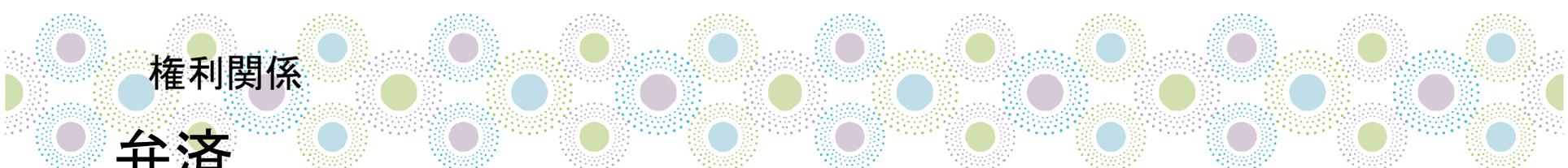


権利関係

⑫ 弁済・相殺

- 弁済の方法
- 相殺の要件
- 相殺が禁止される場合





権利関係

弁済

弁済・・・約束したとおり債務を実行すること

(効果)

債務者が『弁済の提供』をして、これを債権者が受領することによって、債権が消滅する

弁済の提供・・・債務者が弁済の準備をして債権者の受領を促すこと

⇒ 原則 **現実に提供**が必要

例外 債権者が受領を拒絶している場合、**口頭の提供**で足りる

(弁済の準備をして受領を催告すること)

受取証書・債権証書の交付請求

弁済した者は、受領した者に対して受取証書(領収書)や債権証書(借用書など)の交付を請求できる

権利関係

代物弁済

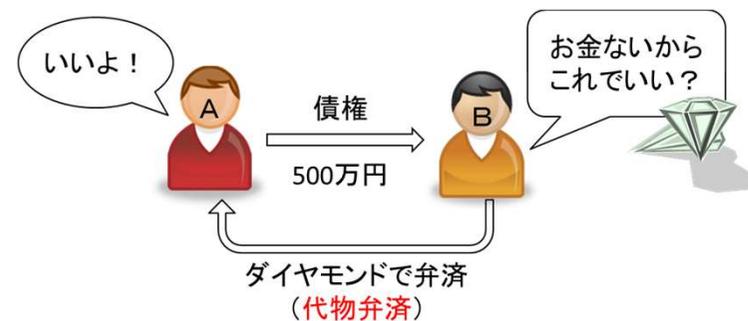
債務者が**債権者の承諾**を得て、本来の債務の代わりに他の物で弁済すること

➤債権者と債務者の契約によって成立

➤不動産による代物弁済

第三者への対抗要件(所有権移転登記など)が必要

➤弁済期が未到来の債権でも代物弁済の給付とすることができる



権利関係

第三者の弁済

次の第三者も弁済することができる

①法律上の利害関係のない第三者

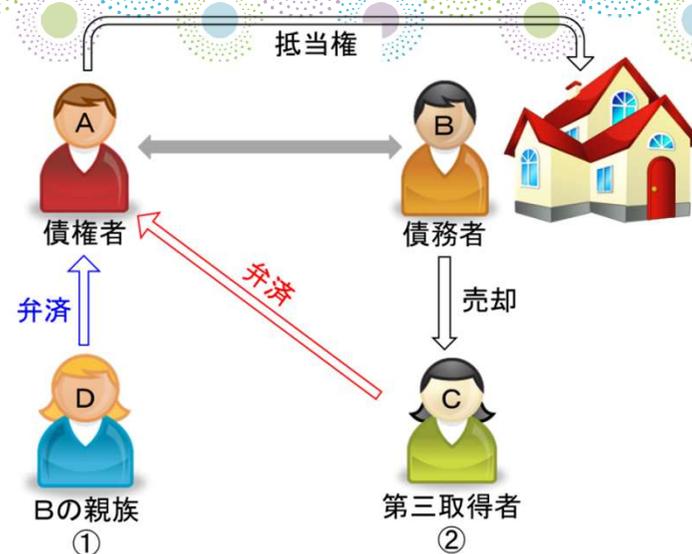
親・兄弟など

債務者の意思に反しない限り弁済できる

②法律上の利害関係を有する第三者

物上保証人・第三取得者など

債務者の意思に反しても弁済できる



弁済による代位

法定代位・・・弁済をすることによって正当な利益を有する第三者

弁済によって当然に債権者に代位する

任意代位・・・弁済をすることによって正当な利益を有しない第三者

債権者の承諾を得ることにより、弁済によって債権者に代位

権利関係

弁済受領権限のない者に対する弁済

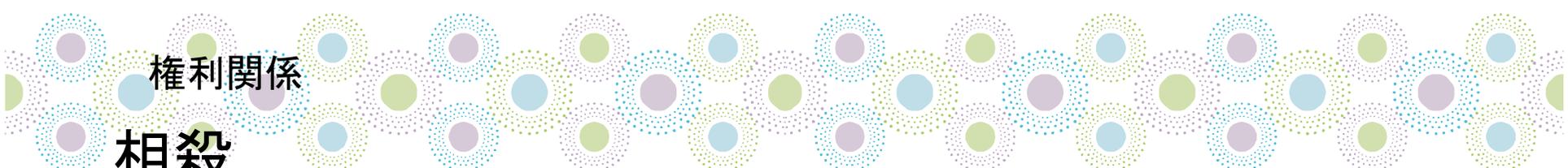
原則 無効

例外 受取証書の持参人や債権の準占有者に対して、債務者が**善意無過失**で弁済した場合は、その弁済は**有効**

※ 債権の準占有者
偽造した債権証書などを所持していたために外観上債権者に見える者

弁済の充当

元本のほか、費用や利息を支払う必要があるにもかかわらず、弁済額がその全額に満たない場合は、**①費用 ②利息 ③元本** の順に弁済額が充当される



権利関係

相殺

- ・当事者間に同じ種類の債権が対立している場合、その一方の当事者の意思表示だけで、同じ額(相当額)の範囲でその債権を消滅させる
- ・双方の債権が有効に存在していることが前提

自働債権・・・相殺を主張する者の債権

受働債権・・・自働債権に対応する相手方の債権

原則 双方の債権の弁済期が到来したとき(相殺適状)に相殺できる

例外 自働債権の弁済期が到来すれば、受働債権の弁済期が到来していなくても相殺できる

<効果>

相殺適状が生じたときに遡って、その対応額において消滅する

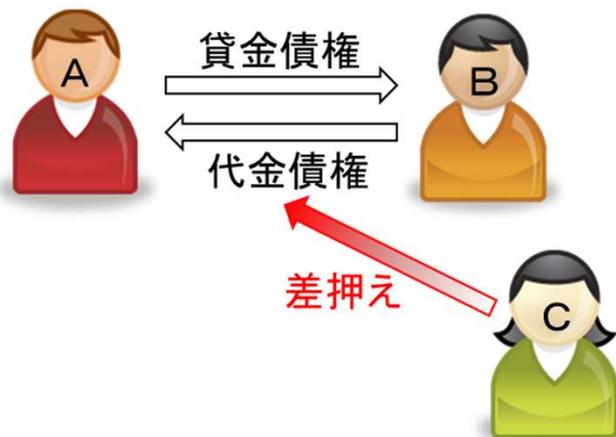
権利関係

相殺

不法行為における相殺

不法行為による損害賠償債権を受働債権として相殺することはできない
被害者からの相殺はできる

支払差止めを受けた債権



CがBの代金債権を差し押さえた場合

Bは差押えにより代金債権を行使できないため、**Bからの相殺はできない**

↓

AがCより先に貸金債権を取得した場合
相殺をCに対抗できる

Aの貸金債権取得がCの差押えに遅れた場合

相殺をCに対抗できない

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「**短期宅建合格マニュアル**」を入手してください。

マニュアルは[こちら](http://akazawa-kantei.com/)のホームページから無料でダウンロードできます
<http://akazawa-kantei.com/>

なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2019年版」を
参照して作成しています。

